



トピックアンドコア通信

【令和3年12月号】

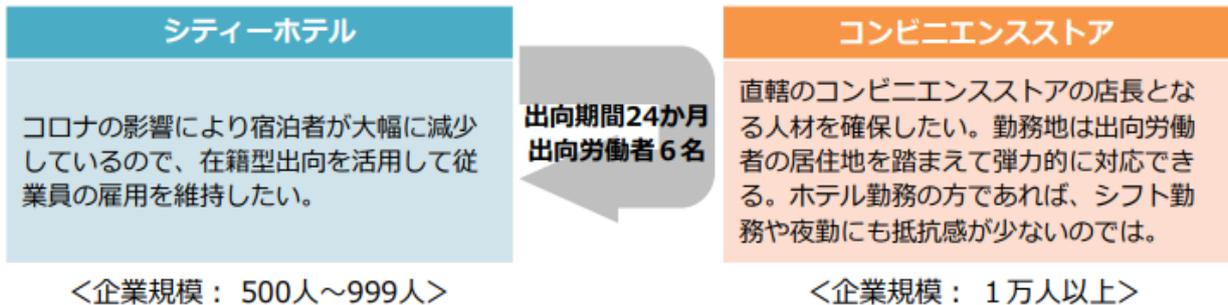
建設業界では、2024年に「**時間外労働の上限規制**」が適用されることから「現場の長時間労働の削減」に力を入れておられます。長時間労働は重大な労災事故を誘発するだけでなく、従業員の心身に影響を与え、休職や離職につながりかねません。ただでさえ、建設業界では職人の高齢化が問題となっており、その対策として、**若手職人の育成や女性活躍を後押し**することで入職率UPを図っています。**女性活躍については「くるみん認定」「えるぼし認定」**など、厚生労働省が主導する認定制度があります。女性や若手社員を採用する際、大きなアピールポイントとなることから、認定取得を検討する企業の相談が増えています。令和4年4月1日からは「くるみん認定」の基準が改正（男性の育児休業取得率7%→10%など）されるため、経過措置にご注意ください。



■「在籍型出向」で従業員の雇用を守りませんか？

新型コロナウイルスの影響で仕事が減って人手が余った企業が雇用を維持するために、人手を借りたい企業へ一時的に出向しているケースが増えています。**厚生労働省のHPにも「在籍型出向支援」**のページがあり、在籍型出向の具体的な事例（同業種/異業種）や法的な位置づけ（労働者派遣/労働者供給との違い）、出向開始までのステップなどを分かりやすく解説しています。

事例紹介：宿泊業⇒飲料品小売業の例



出向元/出向先/出向労働者別のメリット

在籍型出向って、どんなメリットがあるの？



ポイント

在籍型出向を実施した企業（出向元・出向先）や出向労働者によると、在籍型出向のメリットは主に以下が挙げられます*。

- 【出向元企業】労働意欲の維持・向上（63%）、能力開発効果（59%）
- 【出向先企業】自社従業員の業務負担軽減（75%）、即戦力の確保（52%）
- 【出向労働者】能力開発・キャリアアップ（57%）、雇用の維持（46%）

在籍型出向の形態は、職業安定法により禁止されている「労働者供給」に該当しますが、以下の目的があれば例外として認められます。

- ①雇用機会の確保、②経営指導/技術指導、③職業能力開発の一環、④グループ内の人事交流
- コロナ禍による事業の一時的な縮小等の場合は、上記の①に該当することが明記されています。また、出向元と出向先の双方が受給できる「**産業雇用安定助成金**」を活用することができます。

■ 安全運転管理者の業務に「酒気帯びの有無確認等」が追加（2022. 4. 1～）

社有車や業務にマイカーを使用する場合は、道路交通法により、事業所ごとに安全運転管理者を選任し、管轄の公安委員会へ届出することが義務づけられています。

自動車を使用する事業所は **安全運転管理者の選任が必須** です！

安全運転管理者の

選任

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。

自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。
安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。



乗車定員が11人以上
の自動車1台以上

または



その他の自動車5台以上

※自動二輪車（原動機付自転車を除く）
は1台を0.5台として計算

安全運転管理者の

業務



交通安全教育



運転者の適性等の把握



運行計画の作成



交替運転者の配置



異常気象時等の措置



点呼と日常点検



運転日誌の備付け



安全運転指導

個人が所有・管理をしており、**通勤のみに使用し業務に使用しない車両**であれば、安全運転管理者を選任する必要はありません。安全運転管理者等の選任が必要となるのは、**車両を使用して業務を行う場合**であり、車両の名義に関係なく、リース車両やマイカーであっても選任対象となります。

<2022年4月1日～ 安全運転管理者の業務に追加されること>

- ・ 運転前後の運転者の状態を **目視等で「酒気帯び」の有無を確認**する
- ・ 酒気帯びの有無の **確認記録を1年間保存**すること



■ 職場における労働衛生基準の改正（2021年12月～、2022年12月～）

事務所衛生基準規則および労働安全衛生規則の改正により、**職場における労働衛生基準の見直し**。

- ・ 事務作業における作業面の照度の作業区分を2区分とし、基準の引き上げ
一般的な事務作業（300ルクス以上） / 付随的な事務作業（150ルクス以上）
- ・ 作業場に備える救急用具・材料について、**一律に備える具体的品目を削除**

職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、必要なものを産業医等の意見、衛生委員会での調査審議、検討により備え付けるものとした

社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F TEL : 03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋 7F TEL : 052-589-8753

【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル 6F TEL : 092-273-0503

E-mail : info@topandcore.or.jp <http://www.topandcore.com/>

